

議員特別研修実施報告書

報告議員名	立身 万千子	報告日	令和4年7月25日
調査研究・研修等 名 称	地方議会総合研究所主催セミナー ①質問・質疑による「住民自治の根幹」としての議会の充実 ②議会力をアップさせる議員報酬・定数・政務活動費		
実 施 日	令和4年7月21日		
会 場	アットビジネスセンター池袋		
調査研究・研修等の 概 要	別紙報告書のとおり		
調査研究・研修等の 成果と感想	別紙報告書のとおり		

※1調査研究・研修等の成果を証する書類の写しを添付してください。

※2調査研究・研修等に要した費用の支出を証する書類を添付してください。

「特別研修報告」 「議会カレベルアップ講座」～定数・報酬・政務活動費

7月21日 アットビジネスセンター池袋 講師：江藤俊昭 大正大学教授

第一部のテーマ＝議会力をアップさせる議員報酬・定数・政務活動費

* **議員報酬**をめぐる議論の変遷：以前は行政改革の論理（効率性重視）

からの議員定数削減と報酬削減が主要課題だった→住民福祉の向上を

実現する（**地域民主主義の充実**）地方議会のための条件整備へ＝

＝条件を考えるのは現在の議員のためだけでなく・新しい担い手のため

* **議員定数**：地方自治法の法定上限数も撤廃され、各自治体が自らの責

任で決めることになった。多くの多様な市民が将来立候補し議員活動が

しやすい条件にすることが必須。住民参加を豊富にし、それを踏まえて首

長等と政策競争する議会となるためには議員間討議が不可欠（行政へ

の監視や政策提言の充実のためには委員会主義が採用される）＝

討議できる人数として、一委員会につき少なくとも7～8人が必要。

* **地域民主主義の充実**とは何か？～「住民自治の根幹としての議会を造る」

従来（本来）から、地方議会には地域経営における重要な権限があった。

しかし、機関委任事務体制にみられる中央集権制とともに「住民参加とは

行政への参加」だけに留まっていた→住民の議会に対する信頼は薄くなっ

ている。→住民の意向を吸収し政治・行政の舞台へと住民が登場する場へ変革していくことが議会改革であり、議会報告や住民との意見交換会 etc（議員間討議を軸に、市民の政策提言を精査し委員会の所管事務調査で具体化→一般質問担当者間の打合せ・委員会として代表質問にする（犬山市議会の市民フリースピーチ制度・会津若松市議会）

*「議員報酬」をめぐる考え：議員報酬は科学的には算定不可。あくまで説明責任を果たす素材を提供するためのもの。

①報酬の算定方式について：**比較方式**＝類似団体・近隣団体と。参考にはなるが報酬額の根拠にはならない。

成果方式＝地域経営に有用な活動をした成果により算定。

原価（蓄積）方式＝議員の活動量と首長の活動量を比較しその割合を基に算定（昭和53年全国町村議長会で決めたモデル）。新たな議会像を明確にした新たな議会・議員活動を想定して報酬額を想定する意図も内包している。

* 住民自治を進めるために、また議員のなり手不足打開のためにも議員報酬を**住民自治の推進から考える視点**の確立と活動が必要。

第2のテーマ＝質問・質疑による「住民自治の根幹」としての議会の充実

コロナ禍の下での議会活動＝行政の邪魔にならないように活動しつつ

住民の声を積極的に行政に届ける

その上で、議会運営の再検討（一般質問重視型からの転換を）＝

議案審査がより重要。首長欠席でも審議は可能なことを再確認すべき

* 議会からの政策サイクルを作動：執行機関がいなくても作動できる

「議会の役割は？」* 行政の対応の監視・提言・検証（追認ではない）

それを踏まえて行政に対する提言（議員個人でなく議会で）

* 議会運営の検証と改革・・・行政への監視・検証・提言の検証と改革

住民と歩む議会の検証・改革 国への要請（意見書等）の検証

* 議員の3つの属性を意識する（家族・地域のリーダー・議会の議員）

事務局職員＝執行機関ではなく議会に配置・当該自治体以外居住者へ

の対応～事務局員のうち何人が地元に住んでいるか。

* 議会改革の到達点を踏まえた質問とは？

①住民と歩む②質問の場と議員間討議を重視③追認機関ではない

* 政策過程における PDDCA サイクルを重視

(Plan→discussion→decide→ do→ check→ action→)

* 通年制：栗山町・会津若松市はようやく導入した。

通任期制：4年間、目標を決めて地域経営を進める・閉会中にどれだけ活動するか！ が問われる。

「研修を受講しての所感」江藤講師による「議会カレベルアップ」の内容は、議会改革の具体化に他ならないものと受け止めて、当該研修を受講した。今、過渡期にある地方議会を講師は「第2期」を迎えていると表現された。端的に言えば、地方自治法に則るとしながら殆どの当局案は国の法律に従った形で提案され、それを議会は追認するという状況から脱却し、住民の声を基調とした暮らし・生業を保障していく段階に来ているという自覚をもって地方議会は議員個人の活動を乗り越え、チーム議会で地域経営を進めるのが責務である！ということを受け止めた。横手市議会はこれまでに、議会改革検討→推進と活動を広げつつあると思う。「議会基本条例制定・検証」をはじめ「市民と議会の懇談会」や「議会だよりモニター制度」等々、前進はしてきたがやはり今後、議員のなり手不足は憂慮することである。「一般質問は議員としての晴れ舞台？」という時代は過ぎつつあり、具体的に行政を動かす政策を議会でしっかりと決めていき、執行機関である行政が確実に計画を実践していけるように議論を深める場所は「委員会」であると強調された。従って委員会での議員間討議や所管事務調査等、議案審査の重要性が高くなる。先進自治体はそこに住民の声・知恵を真摯に受けて政策を充実させており「政策サイクルが回る」とい

う意味に納得した。「当局で構成する報酬審議会のメンバーは議会の仕事を果たして把握しているのか？」との意見も出た。今後は委員会において、議員間討議をより深めることが最大の課題と感じた次第である。